

ばい煙測定

ばい煙測定 種類と測定頻度

「大気汚染防止法施行令 第2条及び施行規則 第15条等」に基づく

測定対象

<主な対象施設> ボイラー、吸収式冷温水発生器、コージェネレーション設備、給湯ボイラー、焼却炉、発電機など

<規模又は能力> ボイラー:伝熱面積が10m²以上
 固定型内燃機関(発電機): 燃焼能力がガスタービン50t/h、ディーゼル機関50t/h、ガス機関35t/h以上

ばい煙の種類		規模等	測定回数	備考
硫黄酸化物		硫黄酸化物の排出量が 10Nm ³ /h未満	—	燃料の種類 (ガス以外の固体・ 液体燃料)
		硫黄酸化物の排出量が 10Nm ³ /h以上	2ヶ月以内に1回以上	燃料の種類 (ガス以外の固体・ 液体燃料)
ばいじん	ガス専燃ボイラー ガスタービン ガス機関 燃料電池用改質器	—	5年に1回以上	燃料の種類(ガス)
	廃棄物焼却炉	燃焼能力が4t/h未満	年2回以上	燃料の種類(ガス)
		燃焼能力が4t/h以上	2ヶ月以内に1回以上	
	上記施設以外	排出ガス量が4万m ³ /h未満	年2回以上	
排出ガス量が4万m ³ /h未満		2ヶ月以内に1回以上		
窒素酸化物	燃料電池用改質器	—	5年に1回以上	燃料の種類 (ガス以外の固体・ 液体燃料)
	上記施設以外	排出ガス量が4万m ³ /h未満	年2回以上	
		排出ガス量が4万m ³ /h未満	2ヶ月以内に1回以上	
塩素 塩化水素 氟素 弗化水素 カドミウム 鉛	燃料電池用改質器	—	5年に1回以上	排ガス中に有害物質が 含まれている場合
	上記施設以外	排出ガス量が4万m ³ /h未満	年2回以上	
		排出ガス量が4万m ³ /h未満	2ヶ月以内に1回以上	

※ 焼却能力が4t/h未満の廃棄物焼却炉であって、1年間に6月以上継続して休止するものに係るばいじんの測定回数は年1回以上です。

※ 排ガス量4万/h未満のばい煙発生施設であって、1年間に6月以上継続して休止するものに係るばいじん及び有害物質の測定回数は年1回以上です。

※ 測定の結果は、ばい煙等測定記録表により記録し、その記録を3年保管すること。